

令和2年度決算に基づく熊本県美里町の財政の健全化判断比率及び 資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく熊本県美里町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

尚、公表する指標は①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率の5種類です。

1 令和元年度決算に基づく健全化判断比率

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－（ない）	15.00%	20.00%
② 連結実質赤字比率	－（ない）	20.00%	30.00%
③ 実質公債費比率	6.4%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	－（ない）	350.0%	

（備考）実質赤字額・連結実質赤字がない場合の実質赤字比率及び連結実質赤字比率、将来負担比率が算出されない場合は、「－（ない）」で表示しています。

- ① 実質赤字比率では、一般会計等の実質収支は2億430万7千円の黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。
- ② 連結実質赤字比率では、一般会計等のほかに国民健康保険や介護保険などの特別会計、簡易水道事業などの公営企業会計の全会計の合算では3億3,390万7千円の黒字であるので、連結実質赤字比率は該当ありません。
- ③ 実質公債費比率は、一般会計等が負担しなければならない元利償還金などの、標準財政規模に対する比率（H30～R2の3カ年平均）であり、令和2年度の比率は、単年度の実質公債費比率は前年度から1.1%の減少であるが、3カ年平均における平成29年度（単年度比率4.7%）が算定から除外された影響が大きく、0.5%増加しました。
 [前々年度 5.6% 前年度 5.9% 本年度 6.4%]
- ④ 将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、令和2年度末において、実質的な負担額は標準財政規模を103.5%下回っている。

$$\frac{\text{将来負担額 (9,791,685 千円)} - \text{充当可能財源等 (9,917,891 千円)}}{\text{標準財政規模 (4,356,577 千円)} - \text{算入公債費等 (779,724 千円)}} = -3.5\%$$

2 令和2年度決算に基づく資金不足比率

特別会計等の名称	⑤ 資金不足比率	経営健全化基準	備考
簡易水道事業特別会計	－（ない）	20.0%	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
生活排水特別会計	－（ない）	20.0%	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

（備考） 資金不足額がない場合は、「－（ない）」で表示しています。

- ⑤ 資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、平成30年度決算における資金不足比率は、資金不足を生じていないため、各公営企業とも該当ありません。

（参考）健全化判断比率の概要

- ① 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（※）に対する比率。
- ② 連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率
- ③ 実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ④ 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- ⑤ 資金不足比率・・・（公営企業会計）資金不足額の事業規模に対する比率

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態での一般財源の規模を示すもので、普通交付税と地方税（団体独自のものを除く）が主なものです。本町の場合は、4,356,577千円となっています。

- 早期健全化基準・・・各比率のうちいずれかが早期健全化基準以上となると、自治体は早期健全化団体として、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むこととなります。
- 財政再生基準・・・各比率のうちいずれかが財政再生基準以上となると、自治体は財政再生団体として、国の関与による財政再生に取り組むこととなります。
- 経営健全化基準・・・各公営企業の比率が経営健全化基準以上となると、自治体は経営健全化計画を策定し経営健全化に取り組むこととなります。